

水道事業の統合に関する基本協定案について

水道広域連携推進担当

1 要 旨

令和2年6月に策定した「広島県水道広域連携推進方針」（以下「推進方針」という。）に基づき、市町と意見交換しながら、令和3年4月締結予定の「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）の案を作成した。

2 基本協定案の概要

主な項目	主な内容
統合の目的 (第1条)	○ 健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築する。
定義 (第2条)	○ 統合する水道事業とは、統合に賛同する市町と県（以下「構成団体」という。）が経営する次の事業とする。 ・水道法に規定する水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業 ・工業用水道事業法に規定する工業用水道事業
統合の時期 (第3条)	○ 令和5年4月1日を目途
統合の方法 (第4条)	○ 現行の事業ごとに経理を区分し別料金とする経営統合
経営の主体 (第5条)	○ 地方公営企業法の規定による企業団（一部事務組合又は広域連合）
運営体制 (第6条)	○ 事業開始時の運営体制は、地方自治法の規定により、構成団体が企業団へ職員を派遣することで、これを維持する。
資産等 (第7条)	○ 構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団に無償で引継 ○ 剰余金等の資金は、現行の事業ごとに区分管理し、他事業に流用しない。
準備協議会 (第8条)	○ 令和3年4月を目途に、構成団体の各首長を構成員とする企業団の設立を検討・準備するための協議会（以下「準備協議会」という。）を設置 ○ 構成団体は、統合への参画が困難と判断した場合は、準備協議会を脱退することができる。
統合の事業計画 (第9条)	○ 統合の事業計画は、準備協議会において、推進方針及び基本協定に基づき、調整事項について検討を行い、策定

※ 詳細は、別紙「広島県における水道事業の統合に関する基本協定（案）」のとおり。

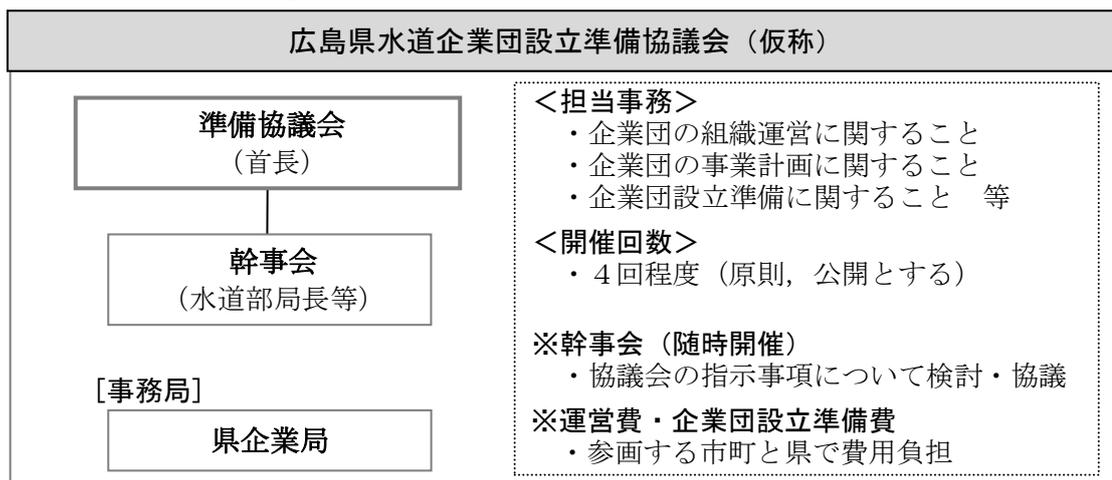
なお、市町から意見のあった、企業団議会の定数配分、料金改定等の重要事項を決定する際の市町との協議の仕組などについては、来年度以降、準備協議会において整理する。

3 今後の進め方

- 統合に参画する市町と、令和3年4月の基本協定締結及び準備協議会の設置に向けた準備を進める。
- また、統合以外の連携を選択した市町とは、来年度以降、研修の共同実施などの具体的な連携方策について検討を進める。

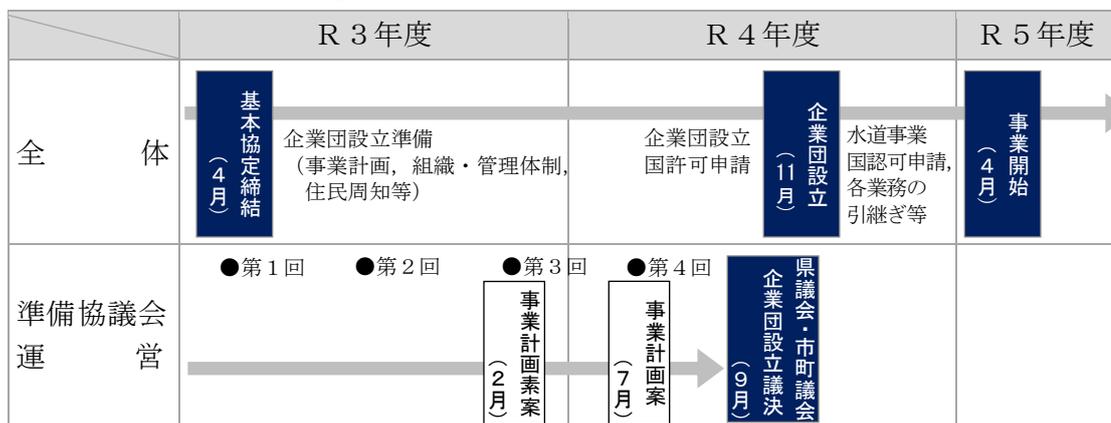
〔準備協議会の運営等〕

基本協定に基づき、企業団の組織運営や事業計画等の検討、企業団設立の準備等を行う協議会を設置する。



〔統合に向けたロードマップ〕

統合に参画する市町と県において、令和4年11月に企業団設立、令和5年4月に事業開始に向けて取り組む。



4 参考

- 現時点において、統合への参画判断の回答があった市町は、8市町である。

〔市町の回答状況〕

令和2年12月末現在

統合への参画	府中市, 安芸高田市, 北広島町, 世羅町
統合以外の連携	広島市, 呉市, 尾道市, 福山市

広島県における水道事業の統合に関する基本協定（案）

広島県，〇〇市，・・・（市町名列挙）・・・及び〇〇町（以下「構成団体」という。）は，水道事業の統合について，次のとおり基本協定を締結する。

（統合の目的）

第1条 健全な経営基盤を確立し，地方公共団体の責務として，将来にわたり，安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築することを統合の目的とする。

（定義）

第2条 この基本協定において，統合する水道事業とは，構成団体が経営する事業のうち，次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 水道法第3条第2項に規定する水道事業
- (2) 水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業
- (3) 水道法第3条第4項に規定する水道用水供給事業
- (4) 工業用水道事業法第2条第4項に規定する工業用水道事業

（統合の時期）

第3条 水道事業の統合の時期は，令和5年4月1日を目途とする。

（統合の方法）

第4条 水道事業の統合の方法は，現行の事業ごとに経理を区分し別料金とする経営統合によるものとする。

（経営の主体）

第5条 経営の主体は，地方公営企業法第39条の2の規定による企業団又は広域連合企業団（以下「企業団」という。）とする。

（運営体制）

第6条 事業開始時の運営体制は，地方自治法第292条において準用する同法第252条の17第1項の規定により，構成団体が企業団へ職員を派遣することで，これを維持する。

（資産等）

第7条 構成団体が水道事業の用に供している資産，負債及び資本は，企業団に無償で引き継ぐものとする。

2 剰余金等の資金は，現行の事業ごとに区分管理し，他事業に流用しないものとする。ただし，貸付の場合は，この限りでない。

(準備協議会)

第8条 構成団体は、水道事業の統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、令和3年4月を目途に、構成団体の各首長を構成員とする企業団の設立を検討及び準備するための協議会（以下「準備協議会」という。）を設置する。

2 準備協議会の会議は、原則として、公開により行うものとする。

3 準備協議会の事務局は、広島県企業局内に設置する。

4 構成団体は、準備協議会の運営に必要な経費を負担するものとする。

5 構成団体は、統合への参画が困難と判断した場合は、準備協議会を脱退することができる。

6 構成団体は、前項の規定により準備協議会を脱退する場合は、原則として、準備協議会で負担した経費については、返還請求できないものとする。

(統合の事業計画)

第9条 統合の事業計画は、準備協議会において、広島県水道広域連携推進方針及び本協定に基づき、別紙記載の調整事項について検討を行い、策定するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、構成団体が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書〇〇通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年〇月〇日

広島市中区基町10番52号

広島県知事 湯 崎 英 彦

〇〇市〇〇

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

〇〇郡〇〇町〇〇

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

...

(市町長名列举)

広島県における水道事業の統合に関する調整事項

区 分		調整事項
組織・職員	組織	・運営組織，執行機関，事務局，議会，監査委員，苦情処理，附属機関
	職員	・職員定数，職員の身分，給与，退職手当，勤務条件，社会保険，福利厚生
業務運営	企画総務業務	・条例・規程，文書事務，任用，人事評価，職員研修，公務災害補償，安全衛生，労使協定，予算・決算，収入・支出，出納取扱金融機関，収納取扱金融機関，入札・契約（物品，役務），庁舎等の使用，物品管理，貯蔵品管理，固定資産管理，経営計画，水道統計，決算統計，事業年報，広報，情報公開，個人情報保護，内部統制
	営業業務	・窓口，給水受付，検針，調定，収納，滞納整理，水道料金
	給水装置業務	・窓口，構造・材質の基準，給水装置工事，加入負担金，設計審査手数料，工事検査手数料，指定給水装置工事事業者の指定，水道メーター管理
	運転監視・保全業務	・取水施設，浄水施設，送配水施設，管路
	水質検査業務	・水質検査，水安全計画，水質検査計画
	危機管理	・防災計画，事故マニュアル，業務継続計画，緊急時応援協定，応急資機材
	情報システム	・セキュリティポリシー，ネットワーク，PC端末，グループウェア，ホームページ，各種システム
施設整備		・工事管理，入札・契約（測量設計，工事），アセットマネジメント，施設の再編整備，水道未普及地域の整備
財政運営	財政方針	・会計，財政規律，国交付金，一般会計繰入金
	受水費	・受水費の取扱い
	資産等	・資産等の取扱い
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業・公営小規模水道（給水人口100人以下）・下水道事業の取扱い ・DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ・準備協議会設置後の参画希望市町に対する参画に必要な条件

※ 上記のほか，必要な調整事項について検討を行う。

調整事項の主な調整方向について

- 今後、調整方向（現時点での県の考え方）をもとに、準備協議会で具体的な検討・調整を行う。

調整事項		主な調整方向（現時点での県の考え方）
組織・職員	執行機関	○企業長は、構成団体の首長から互選で選出
	事務局	○企業団本部は、令和4年11月に広島市内に設置 ○現地機関は、令和5年4月に各構成団体に設置。また、事業開始後、段階的に見直し
	議会	○構成団体の議員又は首長をもって、企業団議会を置く
	職員定数	○設立当初は、現行の職員定数を維持 ○現地機関の見直しなど組織改編にあわせ、順次、職員定数を見直し
	職員の身分	○設立当初は、構成団体が企業団に職員を派遣することにより対応 ○企業団職員の採用や採用開始時期は、今後検討
業務運営	窓口	○事業開始時は、外部委託も含め、構成団体の現行の窓口体制を維持 ○住民及び事業者の利便性の確保を前提に、窓口を順次、見直し
	営業 給水装置 運転監視・保全 水質検査	○事業開始時は、構成団体の現行の運用を維持 ○構成団体等の例を参考に、各業務の運用ルールを策定し、水道料金等システムの稼働にあわせて、令和8年度（4年目）を目途に運用開始
	水道料金	○構成団体の現行の料金体系や減免制度を引き継ぐ ○損失や資金不足が恒常的に見込まれる場合は、当該構成団体と協議の上、料金改定を実施 ○構成団体の事情により料金改定が困難な場合、当該構成団体が一般会計繰入金などにより補填 ○令和14年度（10年目）を目途に、これまでの経営実績や今後の経営見通しを踏まえ、料金統一の可能性を改めて検討
	防災計画	○構成団体等の現行計画やマニュアルを参考に策定
施設整備		○広島県水道広域連携推進方針を基に、構成団体の意向を踏まえ、事業開始から10年間の施設の統廃合や更新の実施計画を策定し、実施
財政運営	会計	○令和14年度（10年目）を目途に、これまでの経営実績や今後の経営見通しを踏まえ、会計の一本化の可能性について改めて検討
	一般会計繰入金	○構成団体は、当分の間、従前から負担している繰入金は継続して繰り入れることを基本に検討 ○国の地方公営企業繰出基準に基づく繰入については、可能な限り繰り入れることとし、具体的な内容を各構成団体の財政当局等と調整
	受水費	○水道用水供給事業の統合効果を財源に、構成団体の受水費を減額
その他	下水道事業の取扱い	○企業団に移管しない ○ただし、構成団体の希望により、現在、構成団体の水道事業が下水道事業から受託している業務を継続して受託
	その他	○準備協議会設置後に参画を希望する市町に対しては、参画までに要した費用について応分の負担を求めるなど必要な条件を附す